

1 時間外労働の上限規制の適用に向けた取組と支援

- 自動車運転の業務については、時間外労働の上限規制の適用が令和6年3月まで猶予されているが、令和4年12月23日に改正された「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）」とともに令和6年4月から適用・施行されるため、猶予期間中のトラック運送事業者における自主的な取組が重要である。
- このため、厚生労働省は、業界団体の協力の下、トラック運送事業者に対する改正労基法等の内容を含む労働時間に関する法制度等の周知・理解促進のための労働時間等説明会の開催及びトラック運送業における自主的な取組の促進に向けた支援を行う。

2 労働時間等説明会の開催と貨物運送業の自主的な取組の促進、荷主等への長時間の恒常的な荷待ちの改善等要請

<取引環境・労働時間改善地方協議会との連携>

取引環境・労働時間改善地方協議会と連携して、労働時間等説明会の内容の検討やトラック運送業における自主的な取組を促進するため必要な意見交換を行う。

<労働時間等説明会の実施主体>

労働基準監督署（県内9署）



<労働時間等説明会の対象>

福島県トラック協会の会員事業者 等



<労働時間等説明会の内容・説明者>

- 改正労働基準法（時間外労働の上限規制・改善基準告示、年5日の年次有給休暇の取得等）、働き方改革推進支援助成金等【労働基準監督署】
- 『ホワイト物流』推進運動、助成事業等【福島運輸支局】
- ※ 運輸局等が説明時間を設けることができない場合には、監督署において、リーフレット等資料を配付し、制度等を紹介。
- 業界としての対策等【福島県トラック協会】

<団体と関係行政機関との連携>

- 福島県トラック協会から連携・調整役（※）を選任
→（※）連携・調整役は、トラック運送事業者等に対し労働時間等説明会の開催を周知するなど労働局等との窓口となるほか、これらの事業者から相談があった場合には労働局を紹介するなどトラック運送業における自主的な取組の促進に努める役割。
- 関係行政機関は、連携・調整役への情報提供等必要な支援を行うほか、連携・調整役の相談に応じる。

<荷主等に対する要請>

- 長時間労働の要因には、取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものがあるため、荷主等に対して、長時間の恒常的な荷待ちの改善などの要請と働きかけを行う。

トラック運送事業者等の働き方改革の推進に向けた支援について



令和4年度までの労働時間等説明会の開催実績

地域 【対応署】	県北 【福島署】	県中 【郡山署】	県南 【白河署】	いわき 【いわき署】	相双 【相馬署】	会津 【会津署】	県内全域 【労働局・郡山署】	計
R元年度	100社 (100名)	216社 (217名)	110社 (110名)	129社 (130名)	45社 (47名)	66社 (68名)	39社 (48名)	705社 (720名)
R2年度	—	—	—	—	—	—	146社 (163名)	146社 (163名)
R3年度	9社 (10名)	40社 (45名)	—	18社 (19名)	—	13社 (15名)	—	80社 (89名)
R4年度	65社 (69名)	119社 (125名)	78社 (80名)	71社 (82名)	28社 (29名)	40社 (44名)	249社 (280名)	650社 (709名)

* 令和3年度は、事故防止講習会（福島県トラック協会主催）が新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止となったため、代替措置として、労働基準監督署において改正労働基準法等の内容を説明した動画を作成し、福島県トラック協会のホームページに掲載し、配信した。

* 令和3年度は、福島県トラック協会の非会員事業者を対象とする説明会を実施した。

令和4年度の取組

- 福島運輸支局と労働基準監督署の合同により、県内4か所で、福島県トラック協会の非会員事業者を対象に労働時間等説明会を開催。
改正労働基準法や労働時間に関する法制度等について労働基準監督署から、自動車運送事業の最近の動きについて福島運輸支局から、それぞれ説明。
参加者からの相談に個別に対応できるよう、福島働き方改革推進支援センターの専門スタッフによる相談ブースを設置。
- 福島県トラック協会主催の「事故防止講習会」において、同協会の会員事業者を対象に改正労働基準法等について説明。
- 福島県トラック協会主催の「新たな改善基準告示説明会」において、「自動車運転者の労働時間等の改善基準（案）」について説明。（郡山市で2回開催、参加者：249社/280人）



説明会会場の様子



支援センターのスタッフ（写真奥）による個別相談



その他の実施事項

- 福島県トラック協会と連携して、トラック運送事業者等の働き方改革の推進に向けた取組を支援。
・ 福島県トラック協会のホームページ上に、福島労働局ホームページの働き方改革の取組、各種支援策等を紹介するページにリンクさせたバナー「働き方改革」を設置し、トラック運送事業者へ情報案内。



トラック協会HPのバナー